



成年後見センター もりおか通信

第16号

平成29年3月15日
発行

— 成年後見の利用を多くの人に —

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目4番10号(第二産業会館3階)
認定特定非営利活動法人(認定日付・番号:平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話/FAX 019(626)6112 発行人:理事長 石橋 乙秀



成年後見市民フォーラムを開催

成年後見センターもりおかは平成29年1月28日、「成年後見市民フォーラム～全ての人々が安心して暮らせる社会を作るために～」を開催しました。

市民の方や福祉、医療、行政関係者など100名を超える多くの参加者があり、関心の高さがうかがわれました。

フォーラムは、1部が基調講演、2部がシンポジウムという構成。基調講演は、「成年後見制度と自己決定について」をテーマに、明治大学法科大学院教授平田厚教授にお話をいただきました。先生から「自己決定権の尊重という理念にもとづいて、本人の意思ないし意向に即して過不足なく支援すること。(過度の支援はパターナリズム、支援の不足は権利の非実現状態となる)」「日常生活は誰かの決定に合わせたり、仕方なく従ったりもする。不合理なこともいけないと思いつつやってしまうのが人間ではないか」「普通の人間の尊厳の保障を考えると、『支援付きの自己決定の尊重』『愚行権の保障』が大事ではないか」と示唆

に富んだお話がありました。

また、シンポジウムでは、高齢者や障がい者の権利擁護支援活動に取り組んでいるシンポジスト3名から、活動状況について発表していただきました。それぞれの活動について、助言者からのコメントをいただき、判断力に乏しい方への意思決定支援、権利擁護支援のあり方について意見交換しました。

【報告者】

盛岡駅西口地域包括支援センター

社会福祉士 堀内亜希子 さん

市民の立場から

吉田 良勝 さん

成年後見センターもりおか理事

高橋 安夫 さん

【コメンテーター】

明治大学法科大学院教授・弁護士 平田 厚 さん

【コーディネーター】

カナンの園ヒソソ工房所長

阿部 孝司 さん



このフォーラム開催に当たり、岩手県、盛岡市、岩手県社会福祉協議会、盛岡市社会福祉協議会、岩手弁護士会、岩手県行政書士会、岩手県司法書士会、岩手県社会保険労務士会、岩手県社会福祉士会、岩手日報社、盛岡タイムス社、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、いきいき岩手支援財団、及び岩手県手をつなぐ育成会からご後援いただきました。本紙上から厚く御礼を申し上げます。

また、このフォーラムは、平成28年度いきいき岩手支援財団の助成金を活用し開催しました。

弘前市「あおい森ねっと」を訪問

平成28年11月下旬、弘前市の一般社団法人権利擁護あおい森ねっと様を訪問し、三上代表理事、鹿内理事からお話を伺い、活動情報を交流しました。成年後見センターもりおかのスタッフのほか、盛岡市長寿社会課、盛岡市社会福祉協議会の担当者も参加しました。

あおい森ネットは、「基本的人権の尊重と社会正義の実現」を目指して平成23年度に設立されました。法人後見の受任のほか、平成24年度から弘前市の委託で市民後見人養成講座を開催し、平成25年度からは弘前市成年後見支援センターを受託しています。

総合相談、成年後見の受任、各種研修などを実施し、弘前市以外の津軽地方市町村にも活動範囲が広がっています。法人後見では、法人役員のほか、市民後見人養成研修修了者も支援スタッフとなり、また、地域の弁護士や司法書士など専門職種とも密接に連携してい

るとのことでした。

地元市町村との連携、幅広い活動、市民の参画、関連職種との連携など、当センターとして学ぶ点がたくさんあり有意義な訪問でした。今後とも、県を越えて連携し交流を深めたいと考えております。



(文：赤羽)

「いわて権利擁護・法人後見ネットワーク」がスタート

成年後見センターもりおかは、法人後見を主たる目的とする岩手県内最初の法人として平成20年10月に設立され、これまでに22人の後見等を受任し、法人設立目的の「知的障がい者が生涯を通じて安心して豊かな生活が送られるよう支援する」活動を積み重ねてきました。この間、受任している方達の様々な生活課題に直面し、多くの方々のご支援を得て課題の解決を図り、「全ての人がある人らしく平和に生活できる社会」の実現に向け奮闘してきました。

この2、3年、県内でも法人後見実施団体が増えてきました。多くは社会福祉協議会ですが、特定非営利活動法人の実施事例もあり、各法人がそれぞれの特徴を活かして活動を展開しています。

こうしたことから、県内の法人後見実施団体が、相互に連携し、情報交換、研修などの活動を行い、お互いにレベルアップしていくことは、判断能力が不十分な方々の権利を守り、生活を支援していくうえで極めて重要になっていると考え、平成28年10月に「いわて権利擁護・法人後見ネットワーク」が結成されました。現在は9法人が参画されていますが、幅広く呼びかけし、多くの法人に加わっていただきたいと考えています。

当面、研修会や情報交換会を年に1、2回開催することとしています。また、このネットワークの活動を、家庭裁判所や県・市町村などにもお知らせしながら、岩手県における成年後見制度の普及・推進に貢献できればと考えています。



	内 容	開催日
	設立準備会	平成28年 7月15日
第1回	ネットワーク会議結成及び情報交換 (9団体で結成)	10月18日
第2回	ネットワーク会議開催及び情報交換 (社団法人権利擁護青い森ネット 三上理事長を囲んだ情報交換)	平成29年 2月21日

(文：赤羽)

盛岡市市民後見人養成講座を開催

成年後見センターもりおかは、盛岡市と「平成28年度市民後見人養成講座」を開催しました。この講座は、市民が後見人を担って活動できるよう養成することを目指して、平成26年度、平成27年度の盛岡市市民後見人入門講座の流れをうけ、更に充実した内容をもって企画されたものです。講座は平成28年11月から本年1月まで8回にわたり、全50単位の内容で行われました。

●熱心な受講者

公募による受講者希望者が90名を超え、これまでの入門講座修了者を優先に抽選を経た60名が受講されました。44単位以上の受講という条件にもかかわらず53名が修了されました。

●修了者のアンケートなどから

講座修了後、当センターを訪れ実務体験を希望したいという数名から申し出がありました。また、修了者



のアンケートによると、「ボランティアで後見人として活動したい」という前向きに受け止めておられる方がある中で、「受任して活動していく自信が持てない」「活動をサポートする体制が必要」などの回答が見受けられ、後見人として活動していくことに重圧感、不安感を抱いている方が多くおられることがわかりました。

●今後の課題として

市民が家庭裁判所から選任されて市民後見人として安心して職務を果たしていくには、養成講座だけで終わるのではなく、行政が継続的に養成・支援していただけるプログラムと支援組織づくりが求められていることが修了者の回答からも課題が明らかになりました。

●市民後見人とは

- 後見人として必要な知識を習得した市民の中から、家庭裁判所が後見人として選任された方を市民後見人と呼んでいます。
- 市民が後見人として選任される件数は年々増加してきています。
- いま、制度の利用者が増えてきている中で、後見人の担い手として市民への期待がますます大きくなってきています。
また、市民後見人を継続的に養成・支援していく体制づくりが、全国的に広がってきています。

～ある日の相談事例から～

平成28年度の相談が100件近くになりました。相談は、「後見制度について知りたい」「申立方法を知りたい」「後見人を引き受けてもらえないか」など様々です。

私が担当した相談で特に印象深かった事例をご紹介します。

●その1は、知的障がいのある息子さん(39歳)のお母さん(80歳)からの相談です。息子さんは7人兄弟の末っ子として生まれ、重度の知的障がいのため円滑なコミュニケーションが取れなく、幼少の頃から知的障がい児者施設で生活してきています。兄弟はそれぞれ独立し遠方で暮らしていて、関係が疎遠になっているという。お母さんはご高齢で体調不良もあり息子さんとの面会や預金管理などが難しく、成年後見の利用について入所施設の方と一緒に相談に来られました。相談では制度の役割・仕組みや家庭裁判所への申立の仕方についてお話ししました。その後、お母さんは施設の方の協力ももらい、家裁へ申立を行い、間もなく当センターが後見人

支援員 笹木 正

に選任されました。支援が始まり、お母さんからしみじみと「これで安心できる」と言われたとき、当センターが後見人を引き受け、お役に立てて良かったと思いました。

●次の事例は、Aさん(60歳半ば)の女性からの相談です。母親が介護老人施設に入所し、Aさんは自宅で一人暮らししています。一人いる従姉は疎遠になっているという。いまAさんは元気に生活されていますが、一人暮らしのため将来のことをいろいろ考えると不安になるとのことでした。そこで判断力があるお元気なうちに老後に備える任意後見制度のお話をしました。判断力が十分な中に、信頼して老後ことを託せる方を選び、Aさんの希望を盛り込んだ任意後見契約(公正証書)を公証人に作成してもらう「任意後見の活用」も選択肢の一つとして考えてみてはと、助言しました。

●当センターでは、成年後見制度のことについて、相談を受けておりますので、お気軽にご相談してください。

ご支援ありがとうございます

平成28年度に次の団体から活動資金の助成、物品の寄贈をいただきました

いきいき岩手支援財団から

(つぎの活動資金として)

- 成年後見関係機関ネットワークの形成
- 成年後見実践事例先進地視察
- 成年後見出前講座、出前相談会の開催
- 成年後見レベルアップ講座の開催
- 制度に関するリーフレットの作成
- 成年後見市民フォーラムの開催

岩手県福祉基金から

(つぎの活動資金として)

- 会報の発行、送付
- 制度の利用啓発資料の購入
- 事例調査

通りゃんせ基金から

- 制度普及・啓発・利用促進活動として
プロジェクター1台

お知らせ



成年後見に関する相談を行っています

- 相談日 月曜日～金曜日 13時～16時
(祝日、夏季・年末年始は休みます)
- 場所 成年後見センターもりおか 事務所内
(盛岡市菜園一丁目4番10号、第二産業会館3階)

● 電話・FAX 019(626)6112

※出前の相談も行ないます。相談は無料です。

賛助会員を募集しています

本会は、障がい、認知症などの方が安心して生活が送られるよう成年後見制度の普及・啓発や、利用・申立相談などの活動を行うとともに、知的障がいの方の後見人を引き受ける活動を行っています。

この趣旨に賛同し活動を支えていただく賛助会員を募集しています。

- 会費は、103,000円です。
- ご支援いただける方は、ご連絡ください。お待ちしております。



つぶやき

今年になって事務所のスタッフが増え、賑やかになりました。

定例のスタッフ会議でケースの話し合いの場面になると、つい声が大きくなって「もっとトーンを落として話してください」と言われ、興奮している自分に気が付きます。どうやったらご本人の立場に立って自己決定権の尊重という理念をどのように実現していくかを考えるときに、市民フォーラムでの平田厚先生のお話が大きなヒントを与えてくれたように思います。

そのことを考えながら第16号の会報の編集を進めて出来上がり、ほっとしています。